新旧対照表

○神奈川県道路占用工事共通仕様書

新	旧
（目的） 第１条　この仕様書は、神奈川県道路占用規則（昭和62年規則第21号）第８条第１項の規定に基づき、道路占用工事の施工にあたり遵守すべき事項を定め、道路占用工事の安全かつ円滑な施工並びに道路の構造の保全及び機能の維持を図ることを目的とする。	（目的） 第１条　この仕様書は、神奈川県道路占用規則（昭和62年規則第21号）第８条第１項の規定に基づき、道路占用工事の施行にあたり遵守すべき事項を定め、道路占用工事の安全かつ円滑な施行並びに道路の構造の保全及び機能の維持を図ることを目的とする。
（適用範囲） 第２条　この仕様書は、道路の掘削を伴う道路占用工事（以下「工事」という。）に適用するものとし、この仕様書に記載のない事項については、「神奈川県土木工事共通仕様書」（以下「土木工事共通仕様書」という。）を適用するものとする。 ２　道路占用の許可若しくは同意を受けようとする者又はこれを受けた者（以下「占用者」という。）は、当該道路占用に係る許可書又は同意書（以下「道路占用許可書」という。）に付された条件（以下「許可条件」という。）及びこの仕様書に定めるところによるとともに、工事の実施に関する諸規定を遵守して工事を施工しなければならない。 ３・４　（略）	（適用範囲） 第２条　この仕様書は、道路の掘削を伴う道路占用工事（以下「工事」という。）に適用する。 ２　道路占用の許可若しくは同意を受けようとする者又はこれを受けた者（以下「占用者」という。）は、当該道路占用に係る許可書又は同意書（以下「道路占用許可書」という。）に付された条件（以下「許可条件」という。）及びこの仕様書に定めるところによるとともに、工事の実施に関する諸規定を遵守して工事を施行しなければならない。 ３・４　（略）
（工事の指示又は変更） 第３条　占用者は、工事の施工において、許可条件及びこの仕様書により難い事情が生じたときは、その旨を所管土木事務所長に届け出て、その指示を受けなければならない。	（工事の指示又は変更） 第３条　占用者は、工事の施行において、許可条件及びこの仕様書により難い事情が生じたときは、その旨を所管土木事務所長に届け出て、その指示を受けなければならない。
（工事の計画及び施工） 第４条　占用者は、所管土木事務所長が必要と認めた工事について、土木工事共通仕様書第１編の共通編に準拠した「施工計画書」を提出しなければならない。 ２　工事用仮設物は、特記仕様書に指定されたものを除き、占用者の責任において選択するものとする。この場合、特に所管土木事務所長が必要と認めて指示する仮設物等については、応力計算を行って設計図書等を提出しなければならない。	（工事の計画及び施行） 第４条　占用者は、所管土木事務所長が必要と認めた工事について、「施工計画書」を提出しなければならない。 なお、「施工計画書」は、「神奈川県土木工事共通仕様書（以下「土木工事仕様書」という。）第１編の共通編」に準拠して作成しなければならない。 ２　工事用仮設物は、特記仕様書に指定されたものを除き、占用者の責任において選択するものとする。この場合、特に所管土木事務所長が必要と認めて指示する仮設物等については、応力計算を行って設計図書等を提出しなければならない。
（保安） 第６条　（略） ２　工事施工中は、交通整理員を配置し、保安要員を巡視させ、安全かつ円滑な道路の交通を確保しなければならない。	（保安） 第６条　（略） ２　工事施行中は、交通整理員を配置し、保安要員を巡視させ、安全かつ円滑な道路の交通を確保しなければならない。
（着手、完了届及び情報提供等） 第８条　（略） ２　占用者は、工事を開始するまでの間に、「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準について（平成18年３月31日付け国道利第37号国道国防第205号国土交通省道路局長通知）」並びに「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（同国道利第38号国道国防第206号路政課長通知）」に準拠した工事情報看板を設置し、工事に関する情報を提供するとともに、施工中は、当該工事が占用工事であることを道路利用者が明確に認識できるような表示板等を設置しなければならない。 ３・４　（略）	（着手、完了届及び情報提供等） 第８条　（略） ２　占用者は、工事を開始するまでの間に、「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準について（平成18年３月31日付け国道利第37号国道国防第205号国土交通省道路局長通知）」並びに「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（同国道利第38号国道国防第206号路政課長通知）」に準拠した工事情報看板を設置し、工事に関する情報を提供するとともに、施行中は、当該工事が占用工事であることを道路利用者が明確に認識できるような表示板等を設置しなければならない。 ３・４　（略）

新	旧
（騒音振動対策） 第９条　占用者は、工事の施工にあたり、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和51年３月２日付け建設省経機発第54号）及び関係法令を遵守し、騒音及び振動の防止又は軽減を図り、生活環境の保全に努めなければならない。 ２　占用者は、工事の施工に起因して、著しい交通振動が発生していると認められる場合は、所管土木事務所長の指示により、交通振動の測定を行わなければならない。 ３　（略）	（騒音振動対策） 第９条　占用者は、工事の施行にあたり、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和51年３月２日付け建設省経機発第54号）及び関係法令を遵守し、騒音及び振動の防止又は軽減を図り、生活環境の保全に努めなければならない。 ２　占用者は、工事の施行に起因して、著しい交通振動が発生していると認められる場合は、所管土木事務所長の指示により、交通振動の測定を行わなければならない。 ３　（略）
（品質管理） 第11条　占用者は、工事に使用する材料について、必要な時期に、かつ所定の場所に準備し、適切に管理しなければならない。 ２　占用者は、工事に使用する材料について、土木工事共通仕様書、その他の規格や基準値を満足するように品質管理をしなければならない。また、所管土木事務所長が品質管理に係る資料提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。	（品質管理） 第11条　占用者は、工事に使用する材料について、必要な時期に、かつ所定の場所に準備し、適切に管理しなければならない。 ２　占用者は、工事に使用する材料について、土木工事仕様書、その他の規格や基準値を満足するように品質管理をしなければならない。また、所管土木事務所長が品質管理に係る資料提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。
（安全確保） 第12条　（略） ２　占用者は、ガス管埋設箇所及びその周辺における工事の施工にあたり、現場において工事の施工方法に誤りがないように工事の施工者及び現場作業員を指導しなければならない。 ３　（略）	（安全確保） 第12条　（略） ２　占用者は、ガス管埋設箇所及びその周辺における工事の施行にあたり、現場において工事の施行方法に誤りがないように工事の施行者及び現場作業員を指導しなければならない。 ３　（略）
（工事現場の照明） 第16条　工事の施工が夜間である場合は、「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」に準拠して照明施設を設置しなければならない。	（工事現場の照明） 第16条　工事の施行が夜間である場合は、「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」に準拠して照明施設を設置しなければならない。
（市街地における工事の施工） 第17条　市街地において工事を施工する場合は、「建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)」（平成５年１月12日付け建設省経建発第１号）に準拠して施工しなければならない。	（市街地における工事の施行） 第17条　市街地において工事を施行する場合は、「建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)」（平成５年１月12日付け建設省経建発第１号）に準拠して施行しなければならない。
（紛争の防止等） 第22条　（略） ２　占用者は、工事の施工中においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 （１）　道路の構造に影響を及ぼす行為 （２）　安全かつ円滑な道路交通を妨げる行為 （３）　公衆に迷惑を及ぼす行為 ３　（略）	（紛争の防止等） 第22条　（略） ２　占用者は、工事の施行中においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 （１）　道路の構造に影響を及ぼす行為 （２）　安全かつ円滑な道路交通を妨げる行為 （３）　公衆に迷惑を及ぼす行為 ３　（略）

新	旧
（掘削） 第29条　掘削は次の各号に掲げる事項を遵守して施工しなければならない。 （１）　掘削は、布掘り、つぼ掘り若しくは推進工法又はこれに準ずる工法とし、たぬき堀り、えぐり掘りを行ってはならない。 （たぬき堀り、えぐり堀りの図略） （２）　掘削は、特に指示した場合を除いて、当日中に復旧可能な範囲とする。 （３）　軟弱地盤又は湧水地帯等で、湧水又は溜まり水を排水する場合は、路面に放流してはならない。ただし、やむを得ず、道路の排水施設に放流する場合には、所管土木事務所長の指示を受けて、沈砂濾過施設等を設けてから行うこと。 （４）　湧水又は溜まり水が多量にある場所や、掘削に伴い地盤沈下等を起こすおそれのある箇所を施工する場合は、土砂の流出、地盤沈下等を防止するために、グラウト工あるいは薬液注入工等を行うこと。ただし、薬害を付近に及ぼさないように適切な措置を講じなければならない。 （５）　沿道に接近して掘削する場合は、出入を妨げないように必要な措置を講じなければならない。 （６）　掘削は、地山の状態、掘削周辺の荷重の状態、掘削面の開放時間等によって掘削工法を検討し、施工しなければならない。 （７）　側溝及び暗渠等の伏越しについては、押込工法にて施工すること。また、撤去の際に管を残置する場合は、管内部を隙間なく埋める等の措置を講じること。	（掘削） 第29条　掘削は次の各号に掲げる事項を遵守して施行しなければならない。 （１）　掘削は、布掘り、つぼ掘り若しくは推進工法又はこれに準ずる工法とし、たぬき堀り、えぐり掘りを行ってはならない。 （たぬき堀り、えぐり堀りの図略） （２）　掘削は、特に指示した場合を除いて、当日中に復旧可能な範囲とする。 （３）　軟弱地盤又は湧水地帯等で、湧水又は溜まり水を排水する場合は、路面に放流してはならない。ただし、やむを得ず、道路の排水施設に放流する場合には、所管土木事務所長の指示を受けて、沈砂濾過施設等を設けてから行うこと。 （４）　湧水又は溜まり水が多量にある場所や、掘削に伴い地盤沈下等を起こすおそれのある箇所を施工する場合は、土砂の流出、地盤沈下等を防止するために、グラウト工あるいは薬液注入工等を行うこと。ただし、薬害を付近に及ぼさないように適切な措置を講じなければならない。 （５）　沿道に接近して掘削する場合は、出入を妨げないように必要な措置を講じなければならない。 （６）　掘削は、地山の状態、掘削周辺の荷重の状態、掘削面の開放時間等によって掘削工法を検討し、施工しなければならない。 （７）　側溝及び暗渠等の伏越しについては、押込工法にて施工すること。
（埋設物の事前確認及び保安措置、電線共同溝等近接施工） 第35条　（略） ２　占用者は、電線共同溝、情報ボックスに近接して工事を施工する場合は、その旨を道路占用工事許可（協議）申請書に明記しなければならない。	（埋設物の事前確認及び保安措置、電線共同溝等近接施行） 第35条　（略） ２　占用者は、電線共同溝、情報ボックスに近接して工事を施行する場合は、その旨を道路占用工事許可（協議）申請書に明記しなければならない。
（施工時の留意事項） 第36条　占用者は、工事の施工中、周囲の地盤のゆるみ又は沈下について常に注意し、特に近接埋設物について危険のないように十分留意して掘削を行わなければならない。 ２　（略） ３　埋設物を露出させたまま工事を施工する場合は、埋設物の管理者と連絡、調整のうえ事故のないように留意するとともに、必要に応じて適切な措置を講じた後、掘削を行わなければならない。	（施行時の留意事項） 第36条　占用者は、工事の施行中、周囲の地盤のゆるみ又は沈下について常に注意し、特に近接埋設物について危険のないように十分留意して掘削を行わなければならない。 ２　（略） ３　埋設物を露出させたまま工事を施行する場合は、埋設物の管理者と連絡、調整のうえ事故のないように留意するとともに、必要に応じて適切な措置を講じた後、掘削を行わなければならない。
（車道の覆工及びすり付け） 第40条　覆工板、桁及び杭等の仮設構造物は、安全な構造で設計し、施工しなければならない。 ２　覆工は原則として鋼製又はＰＣコンクリート製覆工板を使用するものとし、安全で強固な滑り抵抗の大きい製品でなければならない。 ３　覆工板は荷重に耐え、はね上がり、ばたつき又は振動等によりゆるみを生じないようにし、各覆工板との間はすき間が生じないようにしなければならない。 ４　舗装路面と覆工板との接合部は極力段差が生じないように施工しなければならない。ただし、やむを得ず段差が生じた場合は、縦・横断方向ともアスファルト・コンクリートで交通に支障のないようにすり付けなければならない（縦断方向、市道等への取付部、マンホール周りは５％以下、横断方向は10%以下ですり付けなければならない。また、「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」に準拠した「段差」の表示板を設置しなければならない）。 ５　覆工板及びその受枠（ずれ止め材）には、滑り止め対策を施さなければならない。	（車道の覆工及びすり付け） 第40条　覆工板、桁及び杭等の仮設構造物は、安全な構造で設計し、施工しなければならない。 ２　覆工は原則として鋼製又はＰＣコンクリート製覆工板を使用するものとし、安全で強固な滑り抵抗の大きい製品でなければならない。 ３　覆工板は荷重に耐え、はね上がり、ばたつき又は振動等によりゆるみを生じないようにし、各覆工板との間はすき間が生じないようにしなければならない。 ４　舗装路面と覆工板との接合部は極力段差が生じないように施工しなければならない。ただし、やむを得ず段差が生じた場合は、縦・横断方向ともアスファルト・コンクリートで交通に支障のないようにすり付けなければならない（縦断方向、市道等への取付部、マンホール周りは５％以下、横断方向は10%以下ですり付けなければならない。また、「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」に準拠した「段差」の表示板を設置しなければならない）。
（覆工の管理） 第42条　覆工部は常時点検し、その機能保持に万全を期すとともに、速やかに代わりの覆工板を確保できるよう努めなければならない。 ２　覆工板表面の滑り止めが摩滅等によってその機能が低下した場合は、取替え等を行わなければならない。	（覆工の管理） 第42条　覆工部は常時点検し、その機能保持に万全を期すとともに、現場付近に常時予備覆工板を用意しておかなければならない。 ２　覆工板表面の滑り止めが摩滅等によってその機能が低下した場合は、取替え等を行わなければならない。

（埋戻しの材料及び方法） 第46条　埋戻しに使用する材料は、埋設物上面30センチメートルまで（埋設物が神奈川県道路占用許可基準における法第２号物件地下埋設管の基準中「（位置）（２）」に定める「電線」についてはその上面10センチメートルまで）砂又は再生砂を使用し、その上面については、再生砕石、再生砂又は良質土、改良土を使用する。良質土及び改良土、発生土等の埋戻し材料を使用する場合には、「良質土・改良土の品質及び品質管理基準」（平成７年３月22日付け道管第378号道路管理課長通知）に適合するものとして、道路占用許可申請（協議）時に所管土木事務所長の許可を得なければならない。 　なお、施工は掘削底面より一層厚20センチメートル以下にして埋め戻し転圧する。ただし、路体については一層厚30センチメートル以下とする。 　また、各材料の規格品質は「土木工事共通仕様書第２編材料編」によるものとする。	（埋戻しの材料及び方法） 第46条　埋戻しに使用する材料は、埋設物上面30センチメートルまで（埋設物が神奈川県道路占用許可基準における法第２号物件地下埋設管の基準中「（位置）（２）」に定める「電線」についてはその上面10センチメートルまで）砂又は再生砂を使用し、その上面については、再生砕石、再生砂又は良質土、改良土を使用する。良質土及び改良土、発生土等の埋戻し材料を使用する場合には、「良質土・改良土の品質及び品質管理基準」（平成７年３月22日付け道管第378号道路管理課長通知）に適合するものとして、道路占用許可申請（協議）時に所管土木事務所長の許可を得なければならない。 　なお、施工は掘削底面より一層厚20センチメートル以下にして埋め戻し転圧する。ただし、路体については一層厚30センチメートル以下とする。 　また、各材料の規格品質「土木工事仕様書第１編第２章材料編」によるものとする。
（杭、矢板等の残置） 第47条　残置は原則として禁止であるが、やむを得ず杭、矢板等を残置する必要が生ずる場合は、道路占用許可申請（協議）時に所管土木事務所長の許可を得なければならない。 　なお、残置をする場合は、原則として車道部は路面から深度が2.5メートル以上、歩道部は路面から深度が1.5メートル以上で切断しなければならない。 　また、工事施工中に残置の必要が生じた場合は、所管土木事務所長の許可を得なければならない。 ２　（略）	（杭、矢板等の残置） 第47条　残置は原則として禁止であるが、やむを得ず杭、矢板等を残置する必要が生ずる場合は、道路占用許可申請（協議）時に所管土木事務所長の許可を得なければならない。 　なお、残置をする場合は、原則として車道部は路面から深度が2.5メートル以上、歩道部は路面から深度が1.5メートル以上で切断しなければならない。 　また、工事施行中に残置の必要が生じた場合は、所管土木事務所長の許可を得なければならない。 ２　（略）
（円形工法） 第48条の２　周辺の舗装状況が良好な箇所において人孔鉄蓋の高さ調整又は修正の施工の際に鉄蓋周りの舗装を円形切断する工法を用いる場合の復旧は、次の各号に掲げるとおり施工しなければならない。ただし、工法の技術資料などにより各号の規定によらなくとも問題ないと所管土木事務所長が判断した場合は、この限りではない。 （１）　コンクリート系舗装で使用するコンクリートの強度は、曲げ強度を4.5MPaを標準とした上で、表面を粗面仕上げとし、かつ、仕上げ面は平たんな表面とし、凹凸がないように仕上げなければならない。また、曲げ強度が配合強度の70%以上となるまでを養生期間とし、交通開放はこの養生期間の完了後とする。 （２）　アスファルト系舗装で使用するアスファルトは、舗装構造に関する技術的基準等の強度以上とする。	（新規）

新

（仮復旧）

第49条　仮復旧は、埋戻し完了後直ちに行なわなければならない。ただし、路側標識の設置など道路への影響が軽微な工事で、かつ、神奈川県土木工事施工管理基準書（以下「施工管理基準書」という。）にしたがって施工する場合は、歩道に限り仮復旧を経ずに本復旧することができる。

2　仮復旧は、次の構造を標準とし、別図１により行う。なお、材料は第55条に拠るものとする。

		路　盤　工	表　層　工
車道（路盤先行）	N6（1000≦T＜3000）	再生粒調砕石 又は粒調砕石 t＝安定処理の厚さ	表層：再生密粒度又は密粒度 t＝５ｃｍ 基層：再生粗粒度又は粗粒度 t＝５ｃｍ
	N5（250≦T＜1000） N4（100≦T＜250） N1、N2、N3（T＜100）	再生粒調砕石 又は粒調砕石 t＝安定処理の厚さ	表層：再生密粒度又は密粒度 t＝５ｃｍ
車道（路盤先行以外）	N7（3000≦T） N6（1000≦T＜3000）	再生砕石 又はｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ t＝15ｃｍ	表層：再生密粒度又は密粒度 t＝５ｃｍ 基層：再生粗粒度又は粗粒度 t＝５ｃｍ
	N5（250≦T＜1000） N4（100≦T＜250） N1、N2、N3（T＜100）	再生砕石 又はｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ t＝15ｃｍ	表層：再生密粒度又は密粒度 t＝５ｃｍ
歩道（路盤先行）	一般部	―	表層：再生密粒度又は密粒度 t＝３ｃｍ
	切り下げ部（普通車）	―	表層：再生密粒度又は密粒度 t＝５ｃｍ
	切り下げ部（大型車）	再生砕石 又はｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ t＝５ｃｍ	表層：再生密粒度又は密粒度 t＝５ｃｍ
	透水性舗装 （一般部）	―	表層：再生密粒度又は密粒度 t＝４ｃｍ
	透水性舗装 （切り下げ部）	―	表層：再生密粒度又は密粒度 t＝５ｃｍ

旧

（仮復旧）

第49条　仮復旧は、埋戻し完了後直ちに行なわなければならない。

2　仮復旧は、次の構造を標準とする。

		路　盤　工	表　層　工
車道	N7（3000≦T） N6（1000≦T＜3000）	再生砕石 又はｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ t＝15～20ｃｍ	表層：再生密粒度又は密粒度 t＝５ｃｍ 基層：再生粗粒度又は粗粒度 t＝５ｃｍ
	N5（250≦T＜1000） N4（100≦T＜250） N1、N2、N3（T＜100）	再生砕石 又はｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ t＝15ｃｍ	表層：再生密粒度又は密粒度 t＝５ｃｍ
歩　道		再生砕石 又はｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ t＝５ｃｍ	表層：再生密粒度又は密粒度 t＝３ｃｍ

注）Tとは、舗装計画交通量（単位：台／日・方向）をいう。

注）tとは、舗装の厚さという。

新			
歩道（路盤先行以外）	一般部	再生砕石 又はｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ ｔ＝５ｃｍ	表層：再生密粒度又は密粒度 ｔ＝３ｃｍ
	切り下げ部	再生砕石 又はｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ ｔ＝10ｃｍ	表層：再生密粒度又は密粒度 ｔ＝５ｃｍ

注）Ｔとは、舗装計画交通量（単位：台／日・方向）をいう。
注）ｔとは、舗装の厚さという。
注）歩道（路盤先行）の路盤工は、本復旧の厚さで復旧するため記載していない。
なお、大型車は舗装の厚さが 10 ㎝となるため、仮復旧で路盤工を５㎝と記載している。

3　（略）

4　本復旧を施工するまでの間（１週間以上は間を置くこと）、占用者は、工事の施工箇所を常に巡回し、道路の周辺の生活環境を保全するため、道路交通に伴う騒音及び振動の防止又は軽減を図るよう、特に配慮しなければならない。また、路面の沈下や表層の剥離、排水処理その他不良箇所が生じたときは、所管土木事務所長の指示に従い直ちに補修を実施し、安全かつ円滑な交通を確保しなければならない。

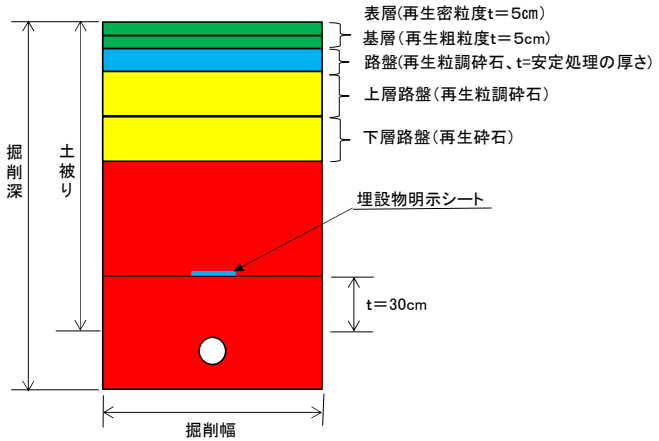
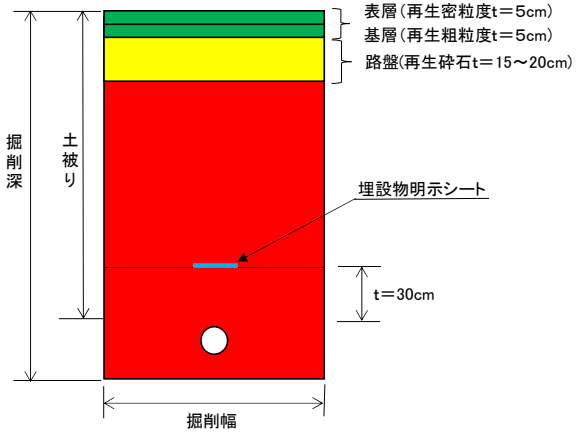
5　（略）

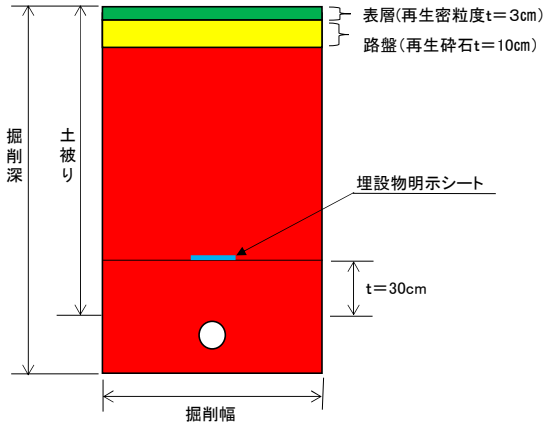
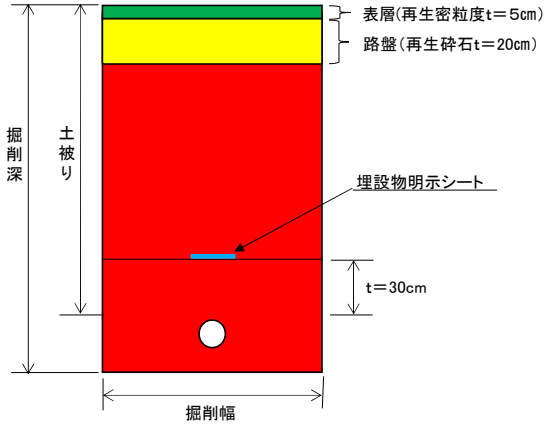
6　次に示す条件を全て満たし、かつ、所管土木事務所長が認めた場合、路盤（瀝青安定処理部分を除く）部分を掘削幅で本復旧仕様にて施工し、当該部分以下は本復旧時に改めて掘削を行うことを要しないものとすることができる（以下「路盤先行」という）。ただし、競合工事等において、道路構造の保全が著しく困難なときはこの限りでない。

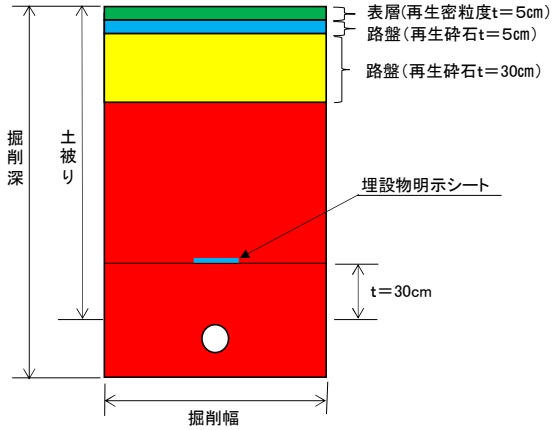
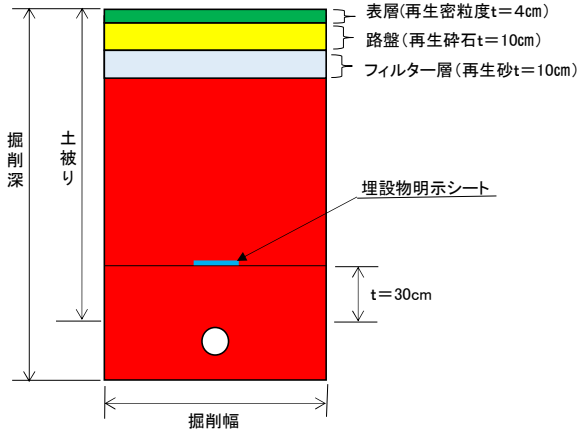
（１）　アスファルト舗装・コンクリート舗装であること。
（２）　大型車の交通量が、一日一方向あたり3,000台以上の路線（Ｎ７）以外であること。
（３）　施工管理基準書の締固め度が得られること。
（４）　周辺の舗装状況が良好であること。
（５）　その他所管土木事務所長が指示した条件。

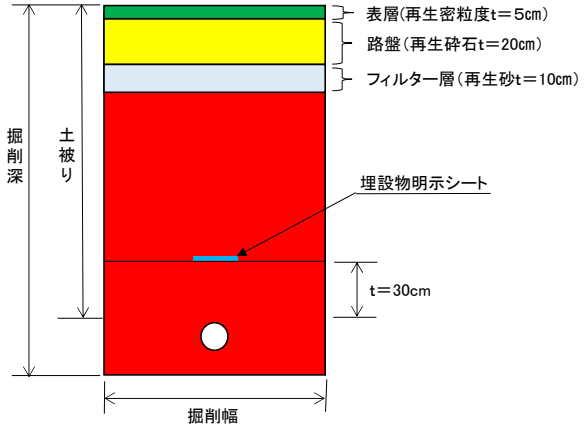
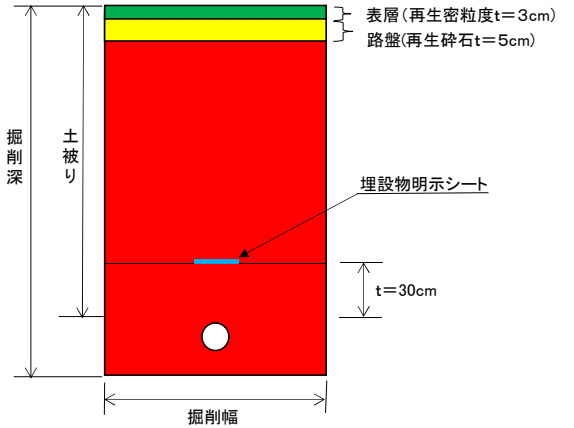
7　前項の規定に基づき路盤先行を行う場合において、掘削面積が 300 平方メートル以上のときは、下層路盤、上層路盤のそれぞれにおいて、現場密度の測定を行い、規格値（最大乾燥密度の 93%以上で、下層路盤にあっては３個の測定値の平均値が 97%以上、上層路盤にあっては３個の測定値の平均値が 96.5%以上であること。）を満たしていることを確認のうえ、測定データを所管土木事務所長へ提出するものとする。

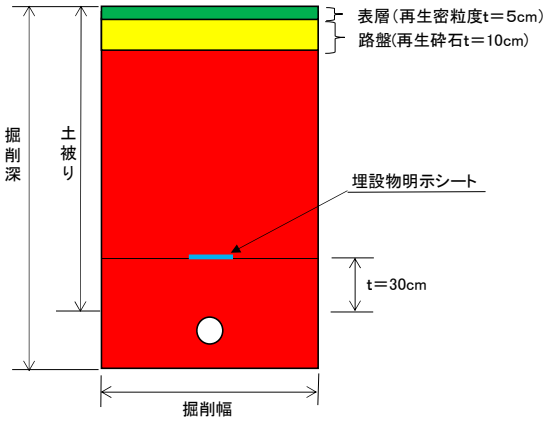
旧
3　（略） 4　本復旧を施工するまでの間（１週間以上は間を置くこと）、占用者は、工事の施行箇所を常に巡回し、道路の周辺の生活環境を保全するため、道路交通に伴う騒音及び振動の防止又は軽減を図るよう、特に配慮しなければならない。また、路面の沈下や表層の剥離、排水処理その他不良箇所が生じたときは、所管土木事務所長の指示に従い直ちに補修を実施し、安全かつ円滑な交通を確保しなければならない。 5　（略） 6　次の条件を全て満たした場合、路盤（瀝青安定処理部分を除く）部分を掘削幅で本復旧仕様にて施工し、当該部分以下は本復旧時に改めて掘削を行うことを要しないものとすることができる（以下「路盤先行」という）。 （１）　アスファルト舗装であること。 （２）　掘削面積が300平方メートル以上で、神奈川県土木工事施工管理基準書（以下「施工管理基準書」という。）の品質管理基準及び規格値に規定する締固め度が得られること。 （３）　周辺の舗装状況が良好であること。 （４）　工事完了後において沈下の有無の現地確認を行う体制が整っていること。 （５）　その他所管土木事務所長が指示した条件。 7　前項の規定に基づき路盤先行を行う場合には、下層路盤、上層路盤のそれぞれにおいて現場密度の測定を行い、規格値（最大乾燥密度の93%以上で、下層路盤にあっては3個の測定値の平均値が97%以上、上層路盤にあっては3個の測定値の平均値が96.5%以上であること）を満たしていることを確認のうえ、測定データを所管土木事務所長へ提出すること。

新	旧
＜別図１＞ 路面復旧の仕様（車道：仮復旧） 路盤先行（Ｎ６の場合）  路盤先行以外（Ｎ６～Ｎ７の場合）  ※路面標示類は、原形どおり標示すること。 ※本復旧は、仮復旧で１週間以上置いてから施工すること。	（新規）

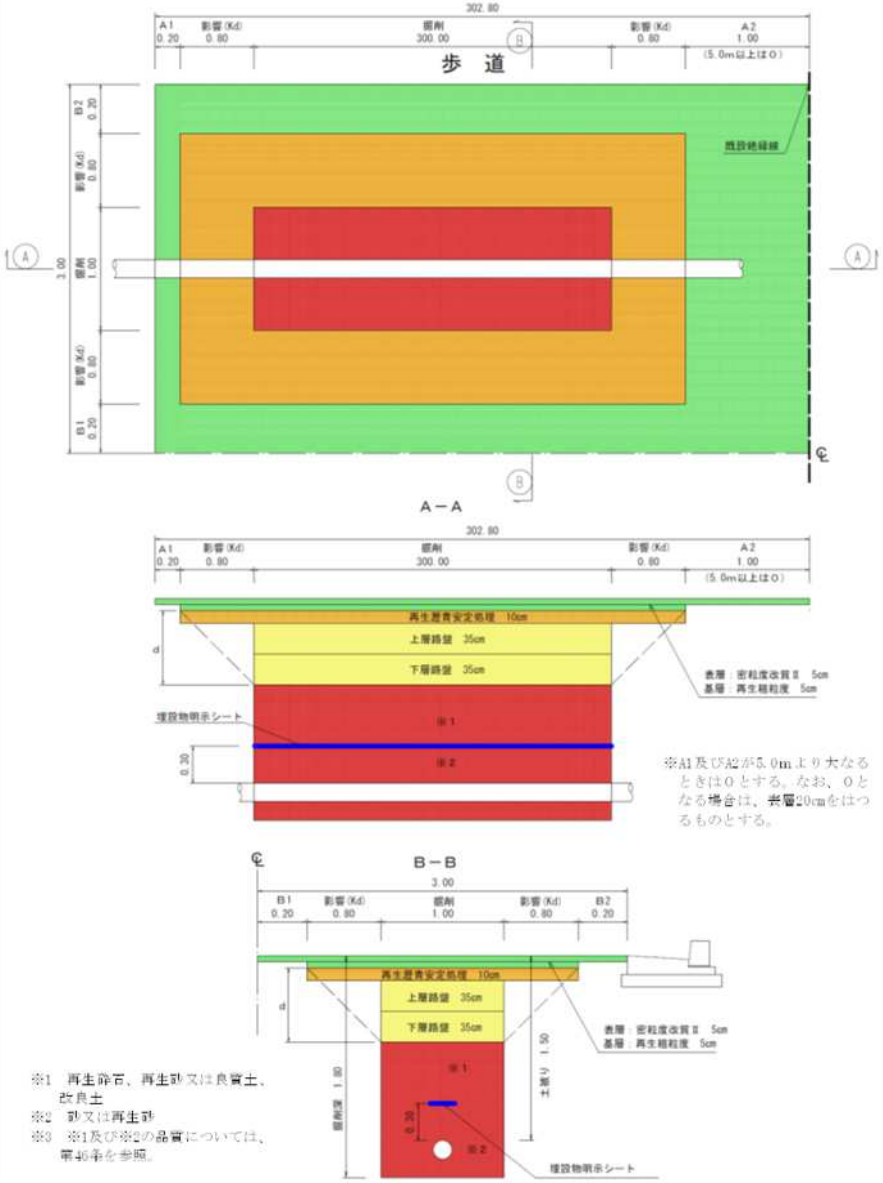
新	旧
路面復旧の仕様（歩道：仮復旧） 路盤先行 一般部の場合  切り下げ部（普通車）の場合  	

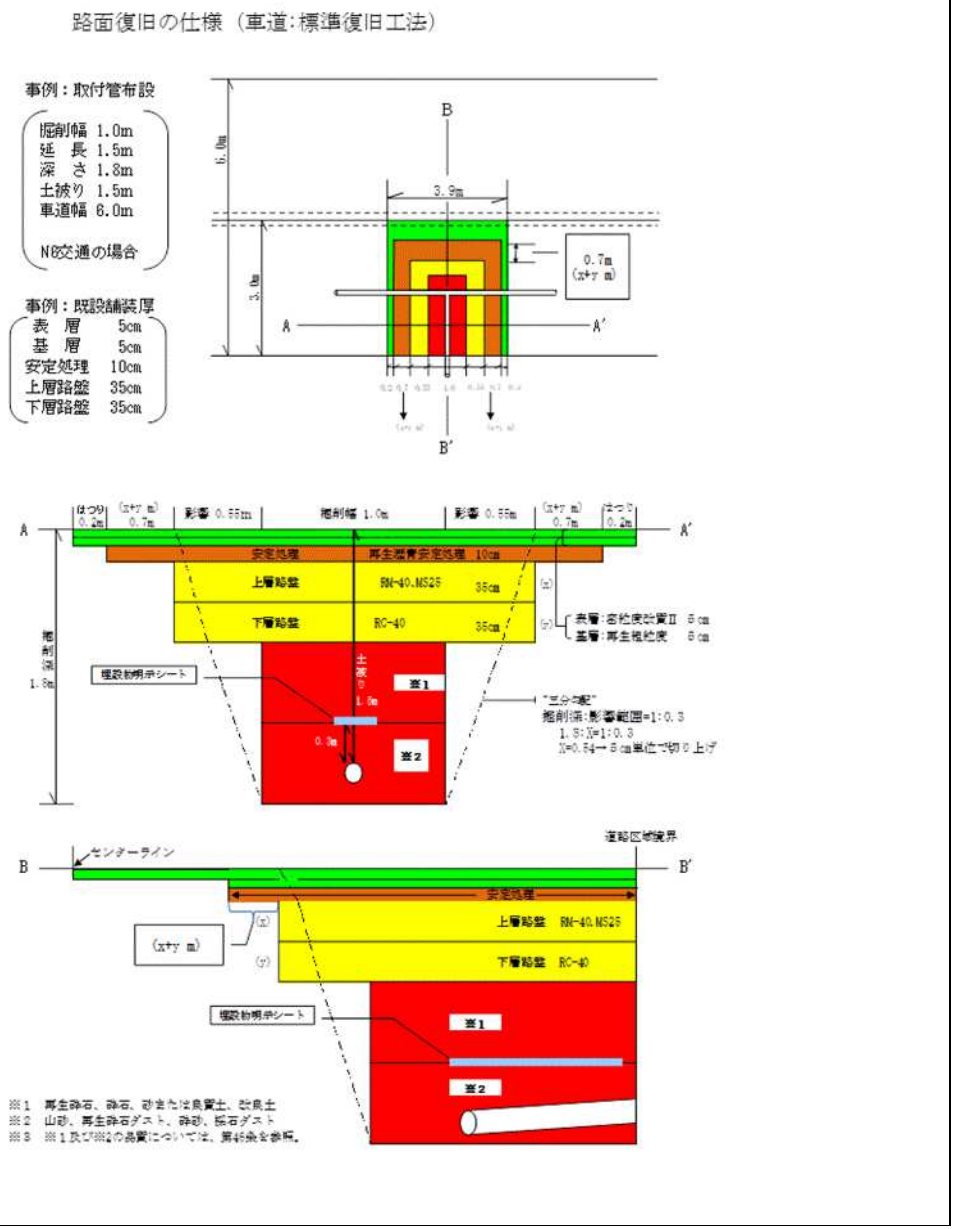
新	旧
切り下げ部（大型車）の場合  透水性舗装（一般部）の場合  	

新	旧
透水性舗装（切り下げ部）の場合  路盤先行以外 一般部の場合  	

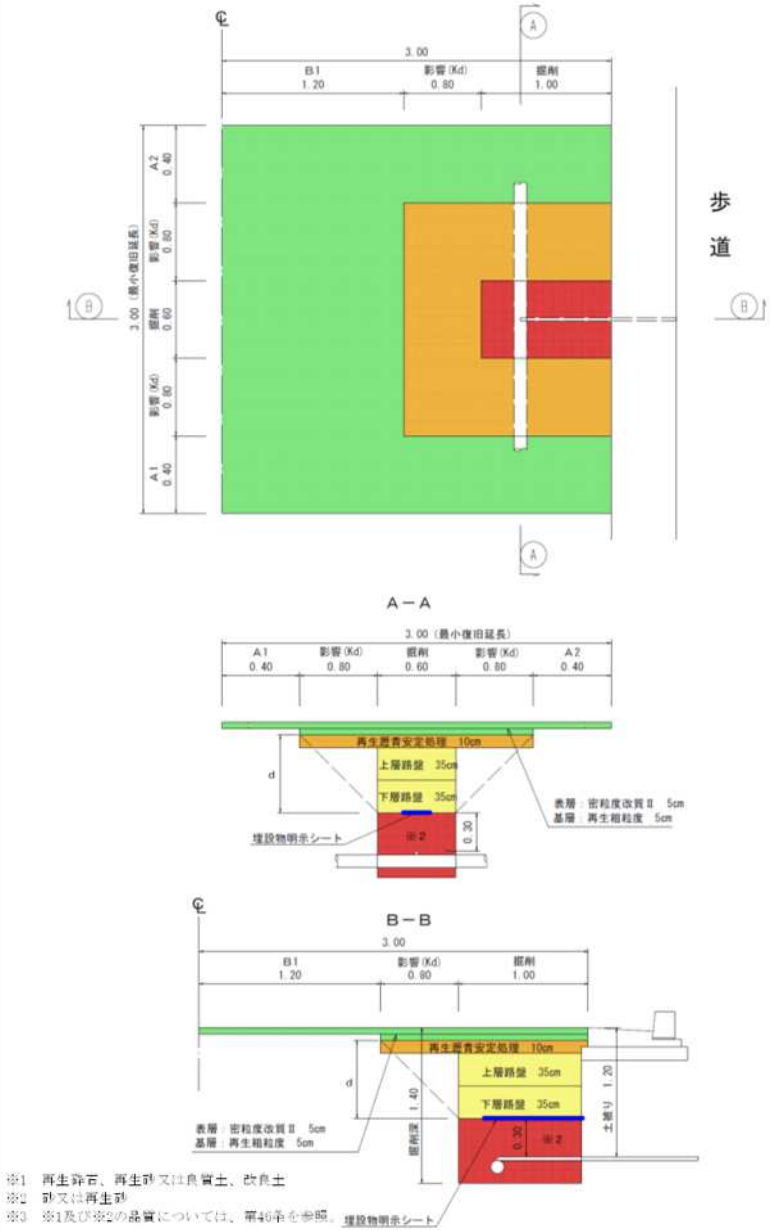
新	旧
切り下げ部の場合  **※路面標示類は、原形どおり標示すること。** **※本復旧は、仮復旧で１週間以上置いてから施工すること。**	
（復旧方法等） 第50条　本復旧は、次のとおり施工しなければならない。 （１）　復旧工事は次の各号に掲げる場合を除き、占用者が行うものとする。 ア　復旧工事に高度の技術を必要とする場合 イ　道路工事の先行工事として行う場合 ウ　道路占用者が競合して掘削する場合で、道路管理上、所管土木事務所長が一括して復旧することが適当と判断した場合 エ　その他、所管土木事務所長が特に必要と認めた場合 （２）　復旧方法は次のとおりとする。 ア　復旧方法は、交付された許可条件及びこの仕様書に基づき行うこと。 イ　復旧構造は、特に指示しない限り原形復旧を原則とする。 ウ　復旧範囲は、特に指示しない限り別図２から８及び第54条による。 エ　本復旧は、許可書に明示された期限内に行うものとする。 （３）　路面標示類 路面標示についても原形どおり（材料含む）復旧すること。ただし、視覚障害者誘導用ブロックについては、別図11に基づいて復旧すること。	（復旧方法） 第50条　本復旧は、次のとおり施工しなければならない。 （１）　復旧工事は次の各号に掲げる場合を除き、占用者が行うものとする。 ア　復旧工事に高度の技術を必要とする場合 イ　道路工事の先行工事として行う場合 ウ　道路占用者が競合して掘削する場合で、道路管理上、道路管理者が一括して復旧することが適当と判断した場合 エ　その他、所管土木事務所長が特に必要と認めた場合 （２）　復旧方法は次のとおりとする。 ア　復旧方法は、交付された許可条件及びこの仕様書に基づき行うこと。 イ　復旧構造は、特に指示しない限り原形復旧を原則とする。 ウ　復旧範囲は、特に指示しない限り第60条（路面復旧範囲の算定方法）による。 エ　本復旧は、許可書に明示された期限内に行うものとする。 （３）　路面標示類 路面標示についても原形どおり（材料含む）復旧すること。

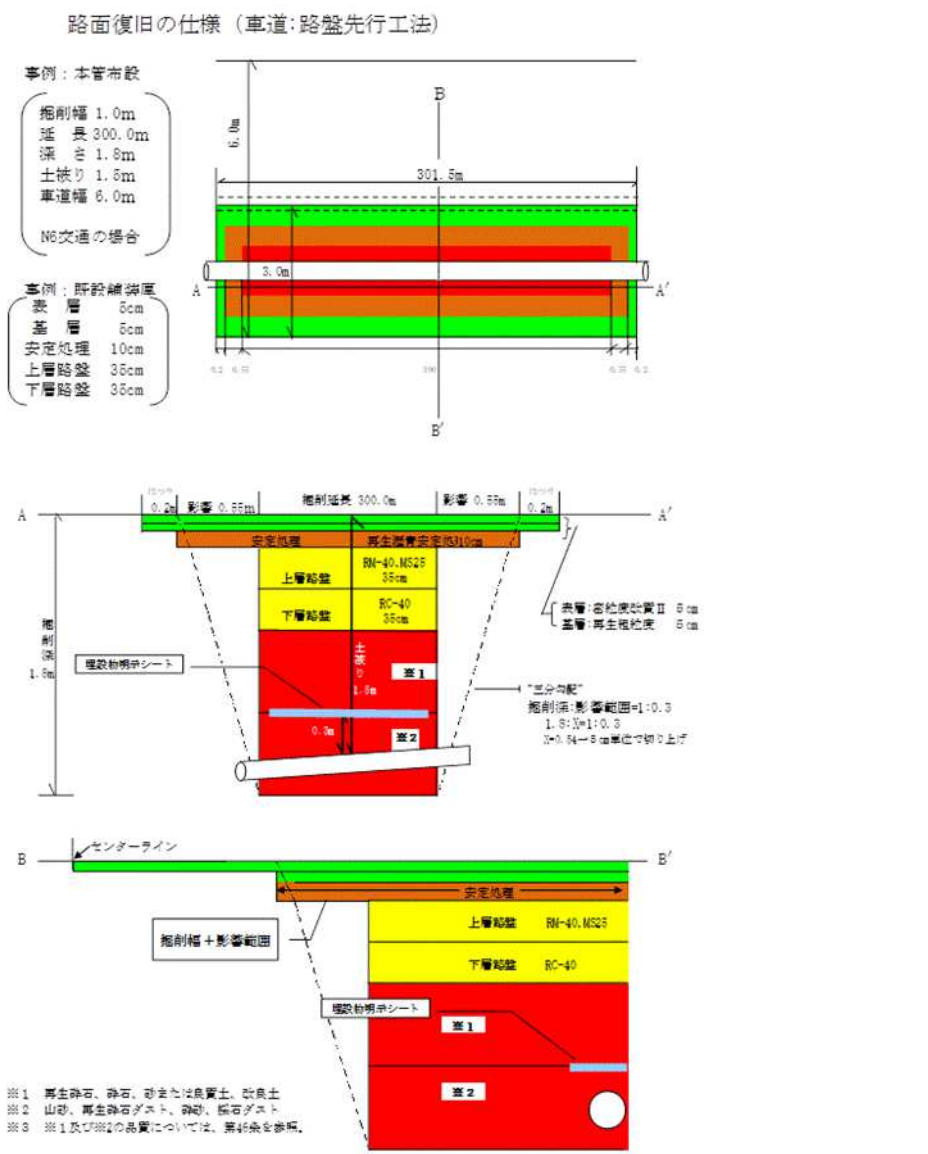
新	旧
＜別図２＞　路面復旧の仕様（車道：路盤先行）縦断占用　　単位：m	（参考）旧第60条の図



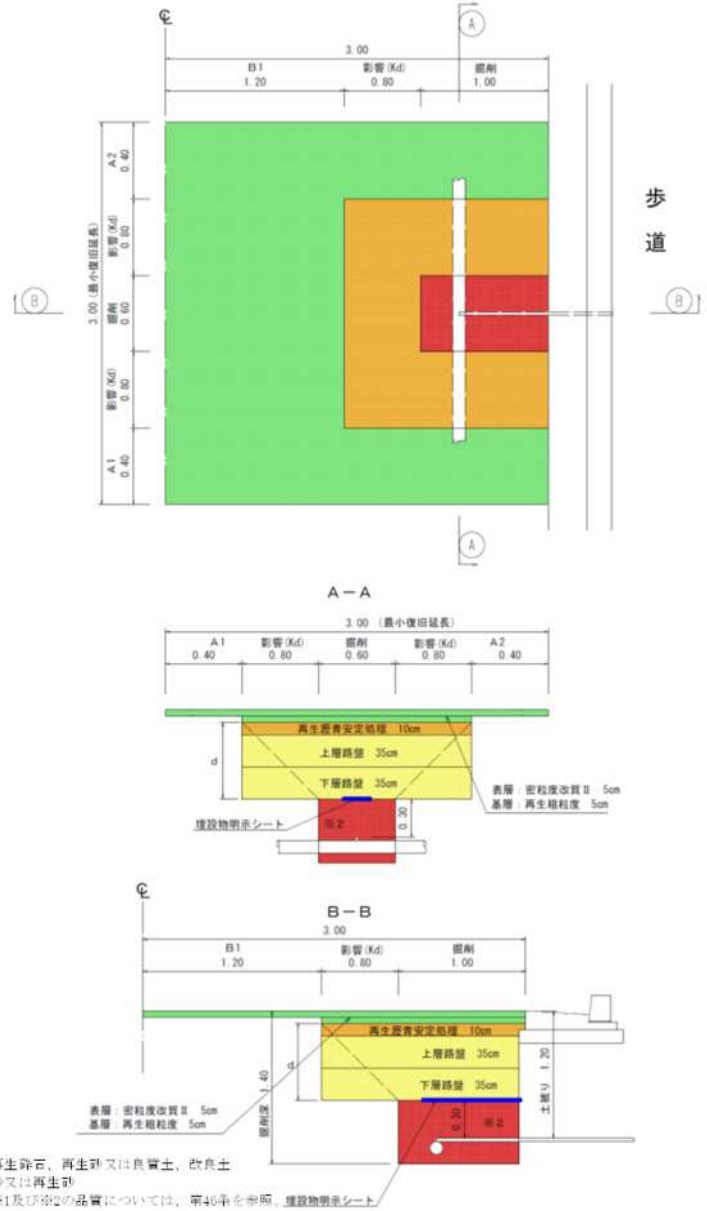


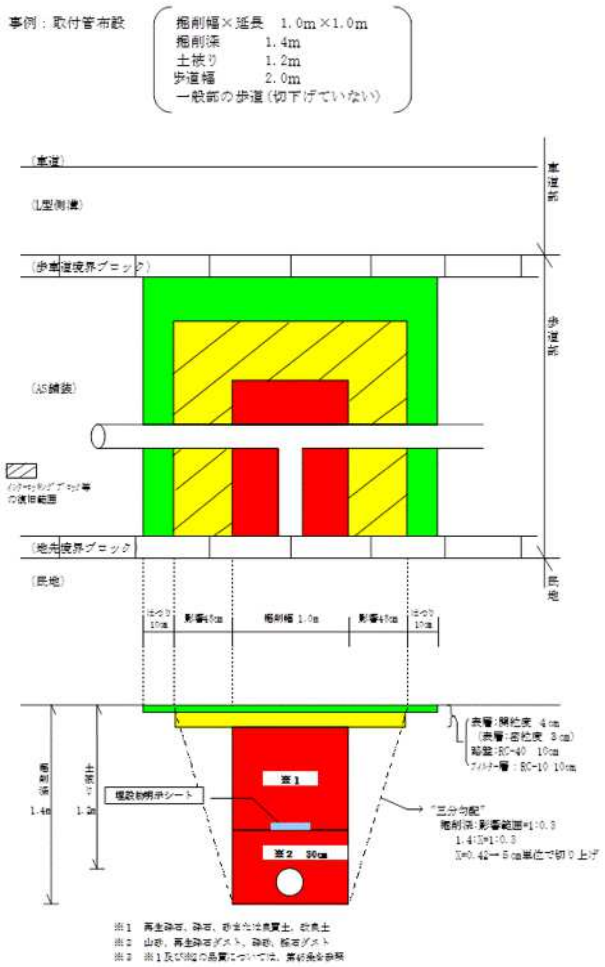
新	旧
＜別図３＞　路面復旧の仕様（車道：路盤先行）引込管　　単位：m	（参考）旧第60条の図

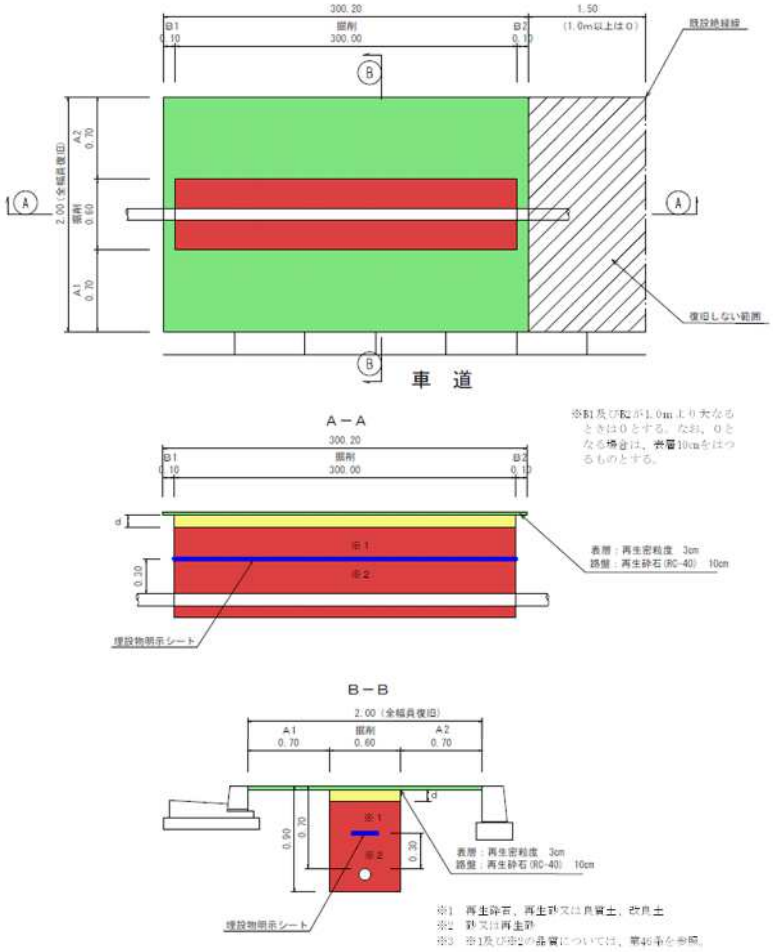


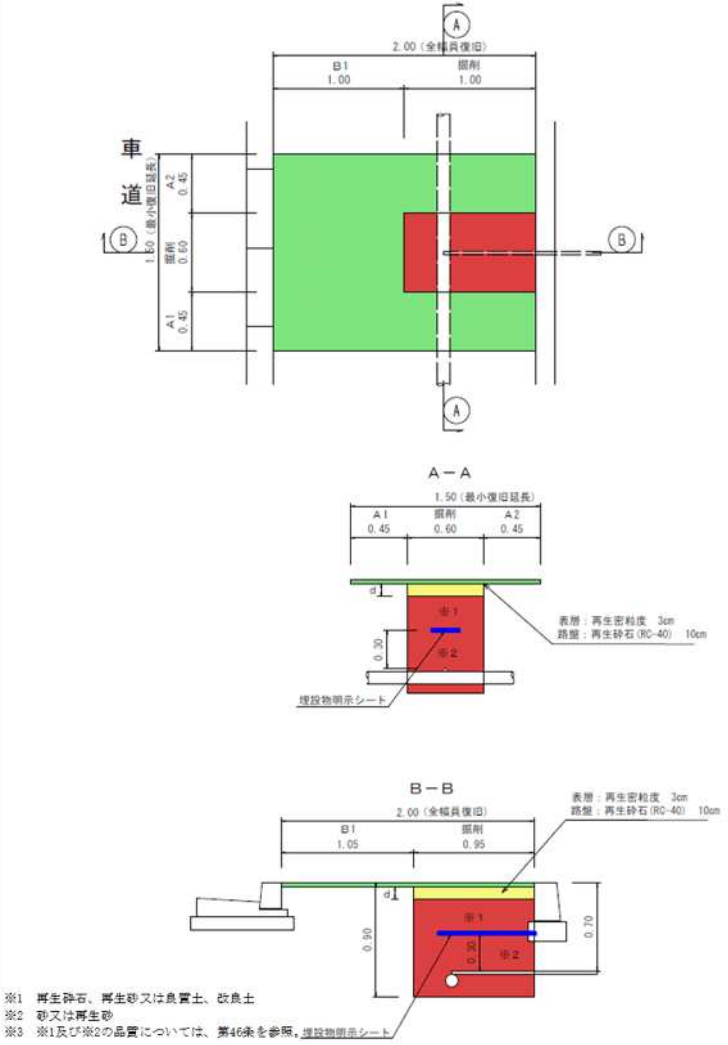


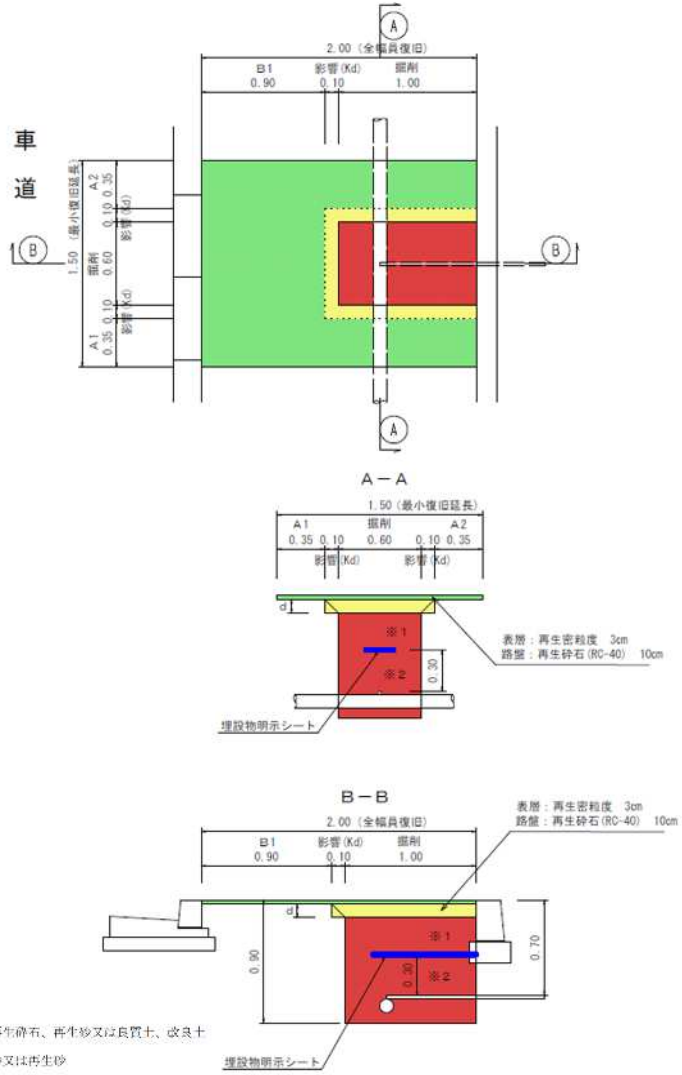
新	旧
＜別図４＞　路面復旧の仕様（車道：路盤先行以外）引込管　　単位：m	（参考）旧題60条の図 路面復旧の仕様（歩道）

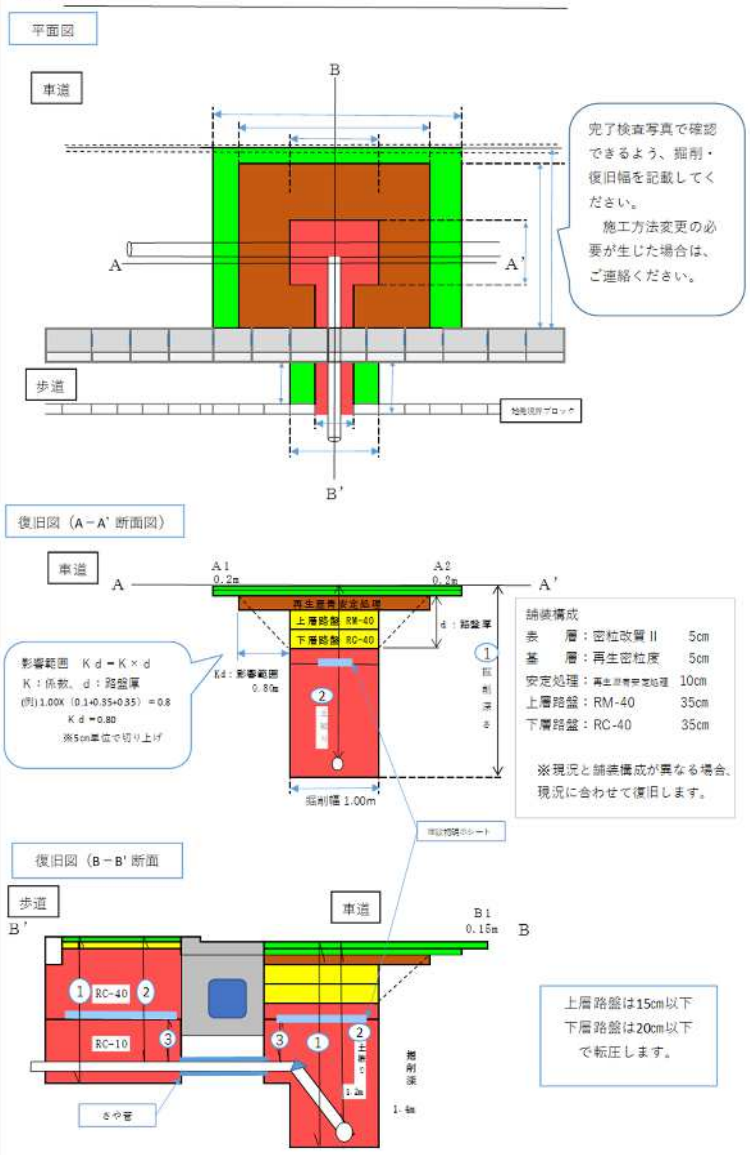




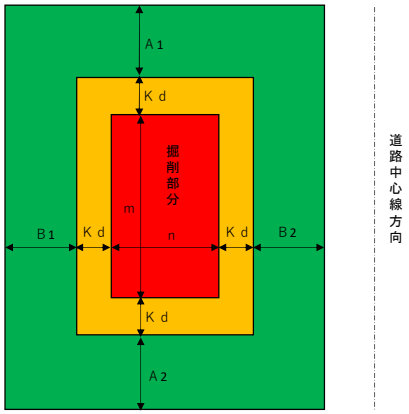
新	旧
＜別図５＞　路面復旧の仕様（歩道：路盤先行）縦断占用　　単位：m  	

新	旧
＜別図６＞　路面復旧の仕様（歩道：路盤先行）引込管　　単位：m  	

新	旧
＜別図７＞　路面復旧の仕様（歩道：路盤先行以外）引込管　　単位：m  	

新	旧
＜別図８＞ （記載例）  	（新規）

新	旧
（道路補修責任期間） 第52条　占用者が占用工事を施工した舗装、路床、法部その他の道路の構造に関係あるものに欠陥があるときは、当該工事完了検査合格の日から２年間（当該道路の構造に関係あるものがコンクリート平板ブロック、砂利道又は街路樹である場合は、１年間）、当該工事を施工した占用者がその補修を行わなければならない。	（道路補修責任期間） 第52条　占用者が占用工事を施行した舗装、路床、法部その他の道路の構造に関係あるものに欠陥があるときは、当該工事完了の日から２年間（当該道路の構造に関係あるものが簡易舗装、コンクリート平板ブロック、砂利道又は街路樹である場合は、１年間）、当該工事を施行した占用者がその補修を行わなければならない。
（本復旧の施工） 第53条　本復旧の施工については、「土木工事共通仕様書第８編道路編第２章舗装」に準拠して行うものとする。ただし、当該仕様書に定めのないものについては、所管土木事務所長の指示によるものとする。 ２　本復旧の施工管理は、施工管理基準書に基づくものとする。ただし、当該管理基準に定めのないものについては、所管土木事務所長の指示によるものとする。	（本復旧の施工） 第53条　本復旧の施工については、「土木工事仕様書第６編道路編第２章舗装」に準拠して行うものとする。ただし、当該仕様書に定めのないものについては、所管土木事務所長の指示によるものとする。 ２　本復旧の施工管理は、施工管理基準書に基づくものとする。ただし、当該管理基準に定めのないものについては、所管土木事務所長の指示によるものとする。

新	旧
（路面復旧の範囲） 第54条　路面復旧の範囲は、原則として、たわみ性舗装（アスファルト系）については路盤厚の1.0倍、剛性舗装（コンクリート系）については路盤厚の1.4倍を掘削幅に加えたものとし、次により算定するものとする（復旧範囲は表層、基層及び路盤とする。）。ただし、掘削跡の道路復旧が、掘削工事施工前の状況に復する範囲を対象とするもので、掘削により舗装体が切断され、路面荷重に耐えられないことにより、舗装破壊の原因になると所管土木事務所長が認めた場合又はその範囲外においても、その工事に起因して舗装に影響があると所管土木事務所長が認めた場合は、所管土木事務所長の指示する範囲を復旧するものとする。 **復旧範囲**  復旧面積は、掘削部分、Ｋｄ部分及び必要によりA1、A2、B1、B2部分を加えたものとし、標準的には、次式により計算する。 なお、工事に起因して隣接する既設舗装に欠陥を生じさせた場合（亀裂、落込、平坦性阻害等）には、その部分を復旧面積に加えるものとする。 Ｓ＝（ｍ＋２Ｋｄ＋A1＋A2）（ｎ＋２Ｋｄ＋B1＋B2） Ｓ：復旧面積 ｍ：掘削部分の長さ ｎ：掘削部分の幅 ｄ：掘削部分の路盤の厚さ Ｋ：剛性舗装（コンクリート系）の場合は1.4倍、たわみ性舗装（アスファルト系）の場合は1.0倍（半たわみ舗装はたわみ性舗装に準じる） A1、A2：道路の縦断方向の路盤復旧範囲（Ｋｄ）の端から既設舗装目地までの距離（5.0ｍより大なるときは０とする。なお、０となる場合は、表層20㎝をはつるものとする。） ※道路の縦断方向の復旧範囲は、最小でも舗装版（表層）で３ｍを確保すること。 （（ｍ＋２Ｋｄ＋A1＋A2）≧３ｍ） B1、B2：道路の横断方向の路盤復旧範囲（Ｋｄ）の端から車線等までの距離 ※道路の横断方向の舗装版（表層）に係る復旧範囲は、原則として、車線区分のあるときは車線、車線区分のないときは全幅又は半幅とする。 ※注 １．「路盤の厚さ」とは、表層、基層と路床との間にあって主として砂利、砕石等の粒状材料をもって構成された層の厚さをいう。 ２．歩道におけるA1、A2は、1.0ｍより大なるときは０とする。なお、０となる場合は、表層10㎝をはつるものとする。 ※歩道の縦断方向の復旧範囲は、最小でも舗装版（表層）で1.5ｍを確保すること。 また、歩道の横断方向の復旧範囲は、原則として、全幅とする。 ３．歩道平板舗装等については、A1、A2、B1、B2は対象としない。	（路面復旧の範囲） 第54条　路面復旧の範囲の基本は、第60条（路面復旧範囲の算定方法）に定めるとおりとする。ただし、路盤を含めないで算定した場合、復旧箇所及び付近に悪影響を生ずる可能性があるときは、全面積路盤を含めて算定するものとする。 ２　また、特殊舗装の場合においては、現場の状況を勘定しその都度別に算定するものとする。

新	旧
（路盤工） 第55条　下層路盤に使用する粒状路盤材は再生クラッシャラン（RC-40）を標準とし、粘土塊、有機物、ごみ等の有害物を含まず、土木工事共通仕様書に定められた規格に適合するものとする。 2　上層路盤に使用する粒度調整路盤材は、再生粒度調整砕石(RM-40)、粒度調整鉄鋼スラグ(MS25)又は水硬性粒度調整鉄鋼スラグ(HMS-25)を標準とし、細長いあるいは偏平な石片、粘土塊、有機物、ごみ、その他の有害物を含まず、土木工事共通仕様書に定められた規格に適合するものとする。	（路盤工） 第55条　下層路盤に使用する粒状路盤材は再生クラッシャラン（RC-40）を標準とし、粘土塊、有機物、ごみ等の有害物を含まず、土木工事仕様書に定められた規格に適合するものとする。 2　上層路盤に使用する粒度調整路盤材は、再生粒度調整砕石(RM-40)、粒度調整鉄鋼スラグ(MS25)又は水硬性粒度調整鉄鋼スラグ(HMS-25)を標準とし、細長いあるいは偏平な石片、粘土塊、有機物、ごみ、その他の有害物を含まず、土木工事仕様書に定められた規格に適合するものとする。
（アスファルト系舗装） 第56条　舗装版（表層）に関わる復旧範囲は、原則として車線区分のあるときは車線、車線区分のないときは全幅又は半幅とする。ただし、円形工法による人孔の補修など道路への影響が軽微な工事であると所管土木事務所長が認めたときはこの限りではない。 2　車線にまたがるときの復旧範囲は、原則として全幅とする。 3　路盤に係わる復旧範囲及び具体の算定については別図２から８による。ただし、車道上層路盤面については、機械施工を基本とする。 4　加熱アスファルト混合物を自動車で運搬する際、温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。 5　基層工及び表層工の施工に先立ち、路盤面又は基層面の浮石、その他有害物を除去しなければならない。 6　加熱アスファルト混合物の舗設作業は、原則として気温５℃以下のときには施工してはならない。 7　表層を舗装するにあたって、基層の不陸が甚だしいときには、アスファルト混合物でレベリング層を作り、不陸を整正したのち施工しなければならない。 8　敷きならしは原則としてフィニッシャーによるものとする。ただし、フィニッシャーを使用できない場合は、所管土木事務所長の指示に従って施工しなければならない。 9　加熱アスファルト混合物は敷きならし後、ローラーによって十分に締固めなければならない。ただし、ローラーによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で十分に締固めなければならない。 10　横継目、縦継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。 11　継目は十分に締固めて密着させ、平たんに仕上げなければならない。 既に舗装した端部が十分に締固められていない場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。 12　アスファルト混合物は、土木工事共通仕様書（第３編共通編第２章一般施工、第６節一般舗装工３－２―６－３　20）に定められた規格に適合するものとする。 13　車道部の舗装の構成については、次の構造を標準とし、復旧の際は所管土木事務所長の指示に従うものとする。 （略）	（アスファルト系舗装） 第56条　舗装版（表層）に関わる復旧範囲は、原則として車線区分のあるときは車線、車線区分のないときは全幅又は半幅とする。 2　車線にまたがるときの復旧範囲は、原則として全幅とする。 3　路盤に係わる復旧範囲及び具体の算定については第60条（復旧範囲の算定方法）による。ただし、車道上層路盤面については、機械施工を基本とする。 4　加熱アスファルト混合物を自動車で運搬する際、温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。 5　基層工及び表層工の施工に先立ち、路盤面又は基層面の浮石、その他有害物を除去しなければならない。 6　加熱アスファルト混合物の舗設作業は、原則として気温５℃以下のときには施工してはならない。 7　表層を舗装するにあたって、基層の不陸が甚だしいときには、アスファルト混合物でレベリング層を作り、不陸を整正したのち施工しなければならない。 8　敷きならしは原則としてフィニッシャーによるものとする。ただし、フィニッシャーを使用できない場合は、所管土木事務所長の指示に従って施行しなければならない。 9　加熱アスファルト混合物は敷きならし後、ローラーによって十分に締固めなければならない。ただし、ローラーによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で十分に締固めなければならない。 10　横継目、縦継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。 11　継目は十分に締固めて密着させ、平たんに仕上げなければならない。 既に舗装した端部が十分に締固められていない場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。 12　アスファルト混合物は、土木工事仕様書（第１編共通編第３章一般施工、第６節一般舗装工３－６－２19）に定められた規格に適合するものとする。 13　車道部の舗装の構成については、次の構造を標準とする。 （略）
（コンクリート系舗装（ホワイトベース）） 第58条　セメントコンクリート舗装は、１ブロック内の僅少の部分を掘削しても、路面復旧に際しては原則として１ブロックを復旧するものとする。隣接するブロックに影響部分があれば、それを含めて算定するものとする。 2　算定においては、路盤を含む面積は別図２から８により、コンクリート版は原則として１ブロックごとにする。 3　アスファルト・セメントコンクリート舗装（ホワイトベース）の場合は、表面がカバーされており、ブロックの長さ及び幅が表面に現れないので、判断困難につき１ブロックの長さを6.0メートル、幅を3.75メートルとみなし、現場の状況を調査判断の上算定する。なお、影響部分については、セメントコンクリート舗装の場合の追徴方法を適用するものとする。	（コンクリート系舗装（ホワイトベース）） 第58条　セメントコンクリート舗装は、１ブロック内の僅少の部分を掘削しても、路面復旧に際しては原則として１ブロックを復旧するものとする。隣接するブロックに影響部分があれば、それを含めて算定するものとする。 2　算定においては、路盤を含む面積は第60条（復旧範囲の算定方法）により、コンクリート版は原則として１ブロックごとにする。 3　アスファルト・セメントコンクリート舗装（ホワイトベース）の場合は、表面がカバーされており、ブロックの長さ及び幅が表面に現れないので、判断困難につき１ブロックの長さを6.0メートル、幅を3.75メートルとみなし、現場の状況を調査判断の上算定する。なお、影響部分については、セメントコンクリート舗装の場合の追徴方法を適用するものとする。

新	旧
（連続点堀の復旧） 第59条　車道における道路の縦断方向の復旧範囲は、最小でも舗装版（表層）で３メートルを確保すること。 ２～３　（略）	（連続点堀の復旧） 第59条　道路の中心線と並行の方向の復旧範囲は、最低でも舗装版（表層）で３メートルを確保すること。 ２～３　（略）
（削除）	（復旧範囲の算定方法） 第60条　復旧範囲の算定は、次のとおりとする。 （略）
（歩道の復旧） 第60条　歩道の復旧は、路床の不陸を整正し、十分に転圧を行った後、次の各号に掲げるところにより施工しなければならない。 （１）　歩道の表層は全幅復旧を原則とする。ただし、路側標識の設置など道路への影響が軽微な工事であると所管土木事務所長が認めたときはこの限りではない。また、歩道の縦断方向の復旧範囲は、最小でも舗装版（表層）で1.5メートルを確保すること。 仮復旧にあたっては、表層は再生密粒度アスファルトを用い、一般部は厚さ３センチメートル、切り下げ部は厚さ５センチメートルで行う。 （２）　平板・インターロッキングブロック等（以下「平板等」という。）の舗装の場合は、所定の砂又は路盤工を施工し、その上に平板等を丁寧に張り立てるものとする。 ただし、平板等の標準品の張り立てが不可能な箇所については、平板等を切断加工して間詰めを行うものとする。 （３）　アスファルト・コンクリート舗装の場合は、所定の路盤工を施工し、その上にアスファルト混合物で舗装しなければならない。 （４）　切り下げ箇所の場合は、コンクリート、アスファルト又は平板等で舗装しなければならない。 （５）　砂利道の場合は、路面に砕石あるいは切り込み砂利を敷きならし、十分に転圧を行わなければならない。 ア　材料は再生砕石（RC-40）又はクラッシャーラン（C-40）を使用する。 イ　敷きならしは１層15センチメートル以下とし、ローラー等を用いて転圧を行う。 （６）　視覚障害者誘導用のブロック等を一時撤去して施工する場合には、仮復旧で交通開放する際にも代替措置を講じ、従前どおりの道路利用者の利便性を確保しなければならない。 （７）　舗装の構成については別表による。また、平板ブロック、インターロッキングブロック及び視覚障害者用誘導ブロックについては、別図９から11により復旧する。 ア　インターロッキングブロック舗装については、原則、現況の舗装構成で復旧すること。 イ　平板インターロッキングブロックの場合は影響幅までとする。	（歩道の復旧） 第61条　歩道の復旧は、路床の不陸を整正し、十分に転圧を行った後、次の各号に掲げるところにより施工しなければならない。 なお、連続点堀の復旧部分間又は既設舗装目地までの距離が５メートル未満のときは、第59条第２項の規定によるものとする。 （１）　歩道の表層は全幅復旧を原則とする。ただし、所管土木事務所長が認めたときはこの限りではない。 仮復旧にあたっては、表層は再生密粒度アスファルトを用い、厚さ３センチメートルで行う。 （２）　平板・インターロッキングブロック等（以下「平板等」という。）の舗装の場合は、所定の砂又は路盤工を施工し、その上に平板等を丁寧に張り立てるものとする。 ただし、平板等の標準品の張り立てが不可能な箇所については、平板等を切断加工して間詰めを行うものとする。 （３）　アスファルト・コンクリート舗装の場合は、所定の路盤工を施工し、その上にアスファルト混合物で舗装しなければならない。 （４）　切り下げ箇所の場合は、コンクリート、アスファルト又は平板等で舗装しなければならない。 （５）　砂利道の場合は、路面に砕石あるいは切り込み砂利を敷きならし、十分に転圧を行わなければならない。 ア　材料は再生砕石（RC-40）又はクラッシャーラン（C-40）を使用する。 イ　敷きならしは１層15センチメートル以下とし、ローラー等を用いて転圧を行う。 （６）　視覚障害者誘導用のブロック等を一時撤去して施工する場合には、仮復旧で交通開放する際にも代替措置を講じ、従前どおりの道路利用者の利便性を確保しなければならない。 （７）　舗装の構成については別表による。 ア　インターロッキングブロック舗装については、現況の舗装構成で復旧すること。 イ　平板インターロッキングブロックの場合は影響幅までとする。

新

別表（第60条第１項第７号関係）

①　透水性舗装における舗装構成

		標準の場合	切り下げの場合		摘要
			普通車の場合	大型車の場合	
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装	表　層	t＝４cm （開粒度）	t＝５cm （開粒度）	特殊部における舗装構成を参照	１　透水性舗装用加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物舗装を原則とする。 ２　路盤面のﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄは施工しない。
	路　盤	t＝10cm （Ｃ－40） （ＲＣ－40）	t＝20cm （Ｃ－40） （ＲＣ－40）		
	ﾌｨﾙﾀｰ層	t＝10cm （砂層）	t＝10cm （砂層）		

②　特殊部における舗装構成

		標準の場合	切り下げの場合		摘要
			普通車の場合	大型車の場合	
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装	表　層	t＝３cm （密粒度） （再生密粒度）	t＝５cm （密粒度） （再生密粒度）	t＝５cm （密粒度） （再生密粒度）	
	基　層	―	―	t＝５cm （粗粒度） （再生粗粒度）	
	路　盤	t＝10cm （Ｃ－40） （ＲＣ－40）	t＝20cm （Ｃ－40） （ＲＣ－40）	t＝30cm （Ｃ－40） （ＲＣ－40）	
ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版	t＝７cm （σck＝18N/mm²）	t＝10cm （σck＝18N/mm²）	t＝15cm （σck＝18N/mm²）	
	路　盤	t＝10cm （Ｃ－40） （ＲＣ－40）	t＝20cm （Ｃ－40） （ＲＣ－40）	t＝30cm （Ｃ－40） （ＲＣ－40）	

※注１　アスファルト舗装における表層の材料は、維持管理上必要と認める場合、細粒度（再生細粒度）とすることができる。

※注２　アスファルト舗装を原則とする。

旧

別表（第61条第１項第６号関係）

①　透水性舗装における舗装構成

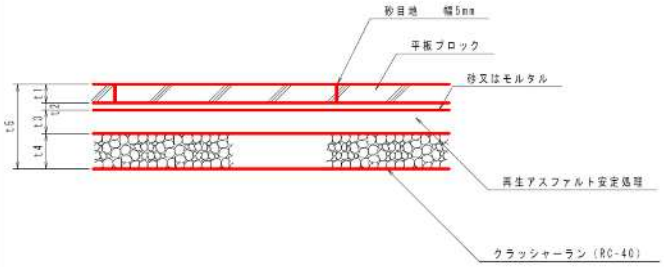
		標準の場合	切り下げの場合		摘要
			普通車の場合	大型車の場合	
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装	表　層	t＝４cm （開粒度）	t＝５cm （開粒度）	特殊部における舗装構成を参照	１　透水性舗装用加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物舗装を原則とする。 ２　路盤面のﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄは施工しない。
	路　盤	t＝10cm （Ｃ－40） （ＲＣ－40）	t＝20cm （Ｃ－40） （ＲＣ－40）		
	ﾌｨﾙﾀｰ層	t＝10cm （砂層）	t＝10cm （砂層）		

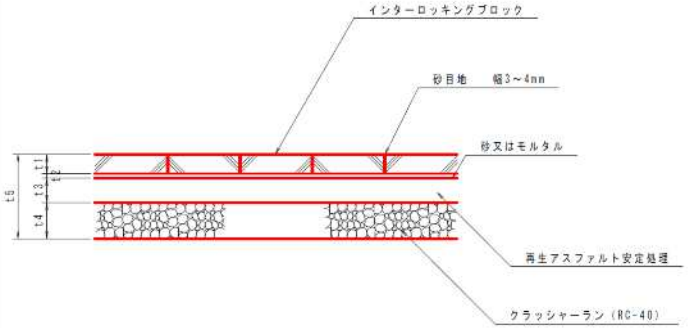
②　特殊部における舗装構成

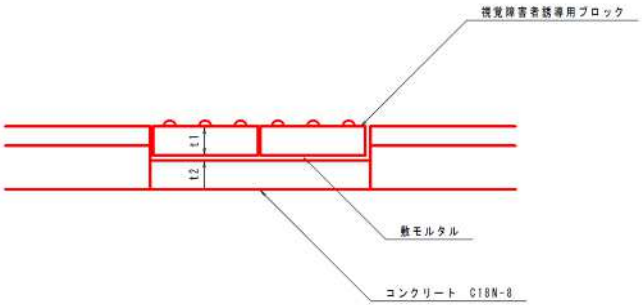
		標準の場合	切り下げの場合		摘要
			普通車の場合	大型車の場合	
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装	表　層	t＝３cm （密粒度） （再生密粒度）	t＝５cm （密粒度） （再生密粒度）	t＝５cm （密粒度） （再生密粒度）	１　ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装を原則とする。
	基　層	―	―	t＝５cm （粗粒度） （再生粗粒度）	
	路　盤	t＝10cm （Ｃ－40） （ＲＣ－40）	t＝20cm （Ｃ－40） （ＲＣ－40）	t＝30cm （Ｃ－40） （ＲＣ－40）	
ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版	t＝７cm （σck＝18N/mm²）	t＝10cm （σck＝18N/mm²）	t＝15cm （σck＝18N/mm²）	
	路　盤	t＝10cm （Ｃ－40） （ＲＣ－40）	t＝20cm （Ｃ－40） （ＲＣ－40）	t＝30cm （Ｃ－40） （ＲＣ－40）	

※注１　ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装における表層の材料は、維持管理上必要と認める場合、細粒度（再生細粒度）とすることができる。

新	旧
③　平板ブロック舗装における舗装構成 <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2">標準の場合</td><td colspan="2">切り下げの場合</td><td rowspan="2">摘要</td></tr><tr><td>普通車の場合</td><td>大型車の場合</td></tr><tr><td rowspan="5">平板ﾌﾞﾛｯｸ舗装</td><td rowspan="2">平　板 ﾌﾞﾛｯｸ</td><td>t＝６cm 平板ﾌﾞﾛｯｸ</td><td>t＝８cm 平板ﾌﾞﾛｯｸ</td><td>t＝８cm 平板ﾌﾞﾛｯｸ</td><td rowspan="5">１　砂目地の幅は５㎜で施工する。 ２　地域特性により砂をモルタルに変えることができる。 ３　路盤材は再生材を原則とする。</td></tr><tr><td>t＝３cm 砂又はモルタル</td><td>t＝３cm 砂又はモルタル</td><td>t＝３cm モルタル</td></tr><tr><td rowspan="3">路 盤</td><td>t＝10cm ＲＣ－40 （再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ）</td><td>t＝15cm ＲＣ－40 （再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ）</td><td>t＝10cm 再生アスファルト安定処理</td></tr><tr><td></td><td></td><td>t＝15cm ＲＣ－40 （再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ）</td></tr></table> ④　インターロッキングブロック舗装における舗装構成 <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2">標準の場合</td><td colspan="2">切り下げの場合</td><td rowspan="2">摘要</td></tr><tr><td>普通車の場合</td><td>大型車の場合</td></tr><tr><td rowspan="5">ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ舗装</td><td rowspan="2">ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ</td><td>t＝６cm ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ</td><td>t＝８cm ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ</td><td>t＝８cm ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ</td><td rowspan="5">１　砂目地の幅は３～４㎜。 ２　地域特性により砂をモルタルに変えることができる。 ３　路盤材は再生材を原則とする。</td></tr><tr><td>t＝３cm 砂又はモルタル</td><td>t＝２cm 砂又はモルタル</td><td>t＝２cm モルタル</td></tr><tr><td rowspan="3">路　盤</td><td>t＝10cm ＲＣ－40 （再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ）</td><td>t＝15cm ＲＣ－40 （再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ）</td><td>t＝10cm 再生アスファルト安定処理</td></tr><tr><td></td><td></td><td>t＝15cm ＲＣ－40 （再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ）</td></tr></table>	

新	旧
＜別図９＞ ③　平板ブロックの舗装構成 次のとおりとする。  記　号 / 寸法表（mm） t1 / t2 / t3 / t4 / t5 HB1-T60-① / 60 / 30 / - / 100 / 190 HB1-T60-② / 60 / 30 / - / 100 / 190 HB1-T80-③ / 80 / 30 / - / 150 / 260 HB1-T80-④ / 80 / 30 / 100 / 150 / 360 ＜適用条件＞ 使用場所は以下のとおりとする。 ①　標準部 ②　標準部から切下げ部への摺り付け区間 ③　切下げ部（普通車） ④　切下げ部（大型車） ＜注意事項＞ (1)　ブロック下は原則として砂を用いるが、切下げ部（大型車）についてはモルタルとする。 (2)　地域特性により砂をモルタルに変えることが出来る。 (3)　路盤材料は再生材の使用を原則とする。	（新規）

新	旧
<別図10> ④ インターロッキングブロックの舗装構成 次のとおりとする。  記　号 / 寸法表（mm） t1 / t2 / t3 / t4 / t5 ILB-T60-① / 60 / 30 / - / 100 / 190 ILB-T60-② / 60 / 30 / - / 100 / 190 ILB-T80-③ / 80 / 20 / - / 150 / 250 ILB-T80-④ / 80 / 20 / 100 / 150 / 350 ＜適用条件＞ 使用場所は以下のとおりとする。 ① 標準部 ② 標準部から切下げ部への摺り付け区間 ③ 切下げ部（普通車） ④ 切下げ部（大型車） ＜注意事項＞ (1) ブロック下は原則として砂を用いるが、切下げ部（大型車）についてはモルタルとする。 (2) 地域特性により砂をモルタルに変えることが出来る。 (3) 路盤材料は再生材の使用を原則とする。	（新規）

新	旧
＜別図11＞ ⑤　視覚障害者誘導用ブロックの舗装構成 次のとおりとする。  記　号 / 寸法表(mm) t1 / t2 HB2-T60 / 60 / 10 ※所管土木事務所長と協議のうえ、視覚障害者誘導用ブロックを視覚障害者誘導用点字樹脂プレート（一体成型接着工法）に替えることができる。	（新規）
（道路附属物の移設） 第61条　（略）	（道路附属物の移設） 第62条　（略）
（道路附属物の原状回復） 第62条　（略）	（道路附属物の原状回復） 第63条　（略）
（道路標識、区画線及び道路標示） 第63条　工事のためやむを得ず道路標識の移設を行う場合は、沿道の樹木、広告物、建造物等に留意し、道路の管理上支障とならない場所を選定しなければならない。 2　（略）	（道路標識、区画線及び道路標示） 第64条　工事のためやむを得ず路面標識の移設を行う場合は、沿道の樹木、広告物、建造物等に留意し、道路の管理上支障とならない場所を選定しなければならない。 2　（略）
（防護柵） 第64条　（略）	（防護柵） 第65条　（略）
（街路樹等） 第65条　工事区間内に植栽されている樹木類は、むやみに剪定等を行ってはならない。また、消毒、整枝剪定、灌水、植樹桝内の保護等については、所管土木事務所長の指示に従わなければならない。 2　（略）	（街路樹等） 第66条　工事区間内に植栽されている樹木類は、むやみに剪定等を行ってはならない。また、消毒、整枝剪定、灌水、植樹桝内の保護等については、所管土木事務所長の指示に従わなければならない。 2　（略）
（照明設備） 第66条　（略）	（照明設備） 第67条　（略）
（路肩、路面等） 第67条　（略）	（路肩、路面等） 第68条　（略）

新	旧
（占用施設の管理） 第68条　（略）	（占用施設の管理） 第69条　（略）
附　則（令和８年４月１日道管第1695号） １　この仕様書は、令和８年10月１日から施行する。 ２　この仕様書の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）の規定により道路の占用の許可（同意）を受けている占用者及び道路占用許可申請（協議）書を受理している占用者に係る工事については、この仕様書の規定に関わらず、なお従前の例による。 ３　神奈川県道路占用工事共通仕様書（平成30年４月）は、廃止する。	（新規）